

令和7年12月2日 開会

令和7年第4回

寒河江市議会定例會議案

寒 河 江 市

目 次

1	報告第11号 損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について――	1
2	承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度寒河江市一般会計補正予算（第6号）――	3
3	承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度寒河江市一般会計補正予算（第7号）――	4
4	議第66号 令和7年度寒河江市一般会計補正予算（第8号）―― 別冊	
5	議第67号 令和7年度寒河江市水道事業会計補正予算（第1号）―― 別冊	
6	議第68号 寒河江市税外収入金督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部改正について――	5
7	議第69号 寒河江市市税条例の一部改正について――	9
8	議第70号 寒河江市手数料条例の一部改正について――	12
9	議第71号 寒河江市公民館に関する条例の一部改正について――	15
10	議第72号 寒河江市火入れに関する条例の一部改正について――	17
11	議第73号 寒河江市水道給水条例等の一部改正について――	19
12	議第74号 寒河江市立病院使用料及び手数料条例の一部改正について――	23
13	議第75号 寒河江市田代地区多目的交流館に係る指定管理者の指定について――	26
14	議第76号 最上川寒河江緑地に係る指定管理者の指定について――	28

報告第 11 号

損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、損害賠償の額の決定について、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 1 月 2 日 提出

寒河江市長 齋藤 真朗

損害賠償の額の決定についての専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、昭和56年9月11日議会の議決により指定された損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分する。

記

1 損害賠償の原因

令和7年7月8日午後4時ごろ、寒河江市新山町地内において、公務運転中の市有自動車が発進した際、損害賠償請求者が所有するブロック塀に接触し、同ブロック塀の一部を破損したものである。

2 損害賠償の請求者

寒河江市在住の30代男性

3 損害賠償の額及び条件

- (1) 寒河江市は、損害賠償請求者に対し、金80,696円を支払う。
- (2) 損害賠償請求者は、本件事故に関し、今後いかなる事由があっても、寒河江市に対して前号以外の金品を請求しないものとする。

令和7年10月10日

寒河江市長 齋 藤 真 朗

承認第5号

専決処分の承認を求めるについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別冊のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。

令和7年12月2日 提出

寒河江市長 齋藤真朗

理由

定額減税補足給付金（不足額給付）対象者の増加及び速やかな給付金支給に係る経費追加のため、令和7年度寒河江市一般会計補正予算（第6号）について、議会を招集する時間的余裕がなく急を要したので専決処分を行ったものである。

承認第6号

専決処分の承認を求めるについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別冊のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。

令和7年12月2日 提出

寒河江市長 齋藤真朗

理由

汲み上げ湯量が減少している新寒河江温泉源泉について、原因特定に必要な調査等の経費追加のため、令和7年度寒河江市一般会計補正予算（第7号）について、議会を招集する時間的余裕がなく急を要したので専決処分を行ったものである。

議第 68 号

寒河江市税外収入金督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部改正

について

寒河江市税外収入金督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部を別紙のとおり改正する。

令和 7 年 1 月 2 日 提 出

寒河江市長 齋 藤 真 朗

寒河江市税外収入金督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部を改正
する条例

(寒河江市税外収入金督促手数料及び延滞金徴収条例の一部改正)

第1条 寒河江市税外収入金督促手数料及び延滞金徴収条例（昭和41年市条例第31号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

寒河江市税外収入金に係る督促及び延滞金徴収条例

第1条中「第231条の3第2項の規定に基づき、分担金」を「第231条の3第1項の規定による分担金」に、「及びその他」を「その他の」に、「督促手数料及び」を「督促及び同条第2項の規定による」に改める。

第3条を削る。

第4条第3項中「切捨てる」を「切り捨てる」に改め、同条を第3条とし、第5条を第4条とし、同条に見出しとして「（委任）」を付する。

附則第2項中「第4条第1項及び第2項」を「第3条第1項及び第2項」に改める。

(寒河江市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部改正)

第2条 寒河江市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例（昭和54年市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「各年度ごとに当該事業に用する」を「年度ごとに当該事業に要する」に改め、同条第2項中「時も」を「ときも」に改める。

第3条中「が変更になった時」を「を変更したとき」に、「共に還付」を「ともに還付し、」に改める。

第6条を次のように改める。

(督促及び延滞金)

第6条 督促及び延滞金は、寒河江市税外収入金に係る督促及び延滞金徵収条例（昭和41年市条例第31号）の定めるところによる。

（寒河江市介護保険条例の一部改正）

第3条 寒河江市介護保険条例（平成12年市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第6条中「並びに督促手数料及び」を「及び」に、「寒河江市税外収入金督促手数料及び延滞金徵収条例」を「寒河江市税外収入金に係る督促及び延滞金徵収条例」に改める。

（新寒河江温泉給湯条例の一部改正）

第4条 新寒河江温泉給湯条例（平成13年市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「取消」を「取消し」に改め、同項第3号中「立入」を「立入り」に改め、同項第4号中「前各号」を「前3号」に改め、同条第2項及び第3項中「取消」を「取消し」に改める。

第13条中「取消した」を「取り消した」に改める。

第16条中「並びに督促手数料及び」を「及び」に、「寒河江市税外収入金督促手数料及び延滞金徵収条例」を「寒河江市税外収入金に係る督促及び延滞金徵収条例」に改める。

第19条の見出し及び同条第1項中「立入」を「立入り」に改める。

（寒河江市後期高齢者医療に関する条例の一部改正）

第5条 寒河江市後期高齢者医療に関する条例（平成19年市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第5条中「発布並びに督促手数料」を「発付」に、「寒河江市税外収入金督促手数料及び延滞金徵収条例」を「寒河江市税外収入金に係る督促及び延滞金徵収条例」に改める。

第8条第2項中「発布」を「発付」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に発した督促状に係る督促手数料については、なお従前の例による。

理 由

税外収入金に係る督促手数料を廃止するため、関係条例について、所要の改正をしようとするものである。

議第 69 号

寒河江市市税条例の一部改正について

寒河江市市税条例（昭和 40 年市条例第 20 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 7 年 12 月 2 日 提 出

寒河江市長 斎藤真朗

寒河江市市税条例の一部を改正する条例

寒河江市市税条例（昭和40年市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「督促手数料、延滞金」を「延滞金」に改める。

第11条を次のように改める。

第11条 削除

第12条第5項中「及び第16条第2項の表第1号」を「、第16条第2項の表第1号及び第42条第1項第4号から第8号まで」に、「同号」を「第16条第2項の表第1号」に改める。

第42条第1項第4号を次のように改める。

(4) 公益社団法人及び公益財団法人（収益事業を行うものを除く。）

第42条第1項中第6号を第10号とし、第5号を第9号とし、第4号の次に次の4号を加える。

(5) 地縁による団体（収益事業を行うものを除く。）

(6) 社会事業又は公益事業を行う法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの（収益事業を行うものを除く。）

(7) 法人である政党又は政治団体（収益事業を行うものを除く。）

(8) 特定非営利活動法人（収益事業を行うものを除く。）

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第2号及び第11条の改正規定並びに次条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例の施行の日前に発した督促状に係る督促手数料については、なお従前の例による。

理 由

法人に係る市民税の減免基準の整備及び市税に係る督促手数料の廃止のため、
所要の改正をしようとするものである。

議第 70 号

寒河江市手数料条例の一部改正について

寒河江市手数料条例（平成 12 年市条例第 21 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 7 年 12 月 2 日 提 出

寒河江市長 斎藤真朗

寒河江市手数料条例の一部を改正する条例

寒河江市手数料条例（平成12年市条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

6	税	資産に関する証明	1枚につき	400円
---	---	----------	-------	------

」を

「

6	税	資産に関する証明	1件につき	400円
---	---	----------	-------	------

」に、

「

6	税	固定資産課税台帳の閲覧、写しの交付（地方税法（昭和25年法律第226号）第416条第3項又は第419条第8項の規定により公示した期間における納税義務者の閲覧若しくは写しの交付にあつては、手数料を徴しない。）又は登録事項の証明（名寄）ただし、写しの交付又は登録事項の証明（名寄）は1件1枚とする。 1枚増すごとに加える金額	1件につき	400円 50円
---	---	---	-------	-------------

」を

「

6	税	固定資産課税台帳の閲覧又は写しの交付（地方税法（昭和25年法律第226号）第416条第3項又は第419条第8項の規定により公示した期間における納税義務者の閲覧若しくは写しの交付にあっては、手数料を徴しない。） ただし、写しの交付は1件1枚とする。 1枚増すごとに加える金額	1件につき 1枚につき	400円 50円
---	---	--	----------------	-------------

」に

改める。

附 則

この条例は、令和8年2月24日から施行する。

理 由

基幹業務システムの統一・標準化による税関係証明等の様式変更に伴い、所要の改正をしようとするものである。

議第 71 号

寒河江市公民館に関する条例の一部改正について

寒河江市公民館に関する条例（昭和 49 年市条例第 9 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 7 年 1 月 2 日 提出

寒河江市長 斎藤真朗

寒河江市公民館に関する条例の一部を改正する条例

寒河江市公民館に関する条例（昭和49年市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条中第4号を削り、第5号を第4号とする。

第3条中「 皿沼分館 寒河江市大字島672番地

寒河江市柴橋地区公民館

柴橋分館 寒河江市大字柴橋2, 943番地の1

落衣分館 寒河江市大字柴橋2, 498番地の1

木ノ沢分館 寒河江市大字柴橋1, 512番地の9

松川分館 寒河江市大字松川112番地の2

金谷分館 寒河江市大字柴橋1, 681番地の4

中郷分館 寒河江市大字中郷1, 061番地

平塩分館 寒河江市大字平塩361番地の1 」を

「 皿沼分館 寒河江市大字島672番地 」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

理 由

現在併設している柴橋地区公民館及び柴橋地区コミュニティセンターについて、柴橋地区コミュニティセンターに一本化するに当たり、柴橋地区公民館を廃止するため、所要の改正をしようとするものである。

議第 72 号

寒河江市火入れに関する条例の一部改正について

寒河江市火入れに関する条例（昭和 59 年市条例第 22 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 7 年 1 月 2 日 提出

寒河江市長 齋藤真朗

寒河江市火入れに関する条例の一部を改正する条例

寒河江市火入れに関する条例（昭和59年市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「異常乾燥注意報」を「乾燥注意報若しくは林野火災に関する注意報が発表され、」に改め、同条第2項中「とき又は」を「場合又は」に、「異常乾燥注意報及び」を「乾燥注意報若しくは林野火災に関する注意報が発表され、若しくは」に、「ときは」を「場合には」に改める。

附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。

理 由

林野火災注意報の新設に伴い、所要の改正をしようとするものである。

議第 73 号

寒河江市水道給水条例等の一部改正について

寒河江市水道給水条例等の一部を別紙のとおり改正する。

令和 7 年 12 月 2 日 提 出

寒河江市長 斎 藤 真 朗

寒河江市水道給水条例等の一部を改正する条例

(寒河江市水道給水条例の一部改正)

第1条 寒河江市水道給水条例（昭和37年市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第40条を次のように改める。

(督促及び延滞金)

第40条 管理者たる市長は、水道の使用者が料金、手数料その他の収入を納期限までに納入しない場合においては、納期限後20日以内に督促状を発しなければならない。

2 前項の督促状に指定すべき納入の期限は、その発付の日から15日以内とする。

3 延滞金の徴収に関しては、寒河江市税外収入金に係る督促及び延滞金徴収条例（昭和41年市条例第31号）の定めるところによる。

(寒河江市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正)

第2条 寒河江市公共下水道事業受益者負担に関する条例（昭和55年市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第13条の見出しを「（督促）」に改め、同条第2項中「10日以内」を「15日以内」に改め、同条第3項を削る。

第14条を次のように改める。

(延滞金)

第14条 延滞金の徴収に関しては、寒河江市税外収入金に係る督促及び延滞金徴収条例（昭和41年市条例第31号）の定めるところによる。

附則第2項の前の見出し並びに同項及び第3項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

(寒河江市下水道条例の一部改正)

第3条 寒河江市下水道条例（昭和57年市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第29条を次のように改める。

(督促及び延滞金)

第29条 市長は、使用料又は占用料を納期限までに納入しない者があるときは、納期限後20日以内に督促状を発しなければならない。

2 前項の督促状に指定すべき納入の期限は、その発付の日から15日以内とする。

3 延滞金の徴収に関しては、寒河江市税外収入金に係る督促及び延滞金徴収条例（昭和41年市条例第31号）の定めるところによる。

(寒河江市浄化槽等設置管理条例の一部改正)

第4条 寒河江市浄化槽等設置管理条例（平成23年市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第19条を次のように改める。

(督促及び延滞金)

第19条 市長は、使用者が使用料を納期限までに納入しない場合においては、納期限後20日以内に督促状を発しなければならない。

2 前項の督促状に指定すべき納入の期限は、その発付の日から15日以内とする。

3 延滞金の徴収に関しては、寒河江市税外収入金に係る督促及び延滞金徴収条例（昭和41年市条例第31号）の定めるところによる。

(寒河江市浄化槽等整備事業分担金徴収条例の一部改正)

第5条 寒河江市浄化槽等整備事業分担金徴収条例（平成23年市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第8条を次のように改める。

(督促及び延滞金)

第8条 市長は、受益者が分担金を納期限までに納付しない場合においては、

納期限後20日以内に督促状を発しなければならない。

2 前項の督促状に指定すべき納付の期限は、その発付の日から15日以内とする。

3 延滞金の徴収に関しては、寒河江市税外収入金に係る督促及び延滞金徴収条例（昭和41年市条例第31号）の定めるところによる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に発した督促状に係る督促手数料については、なお従前の例による。

理 由

水道料金等に係る督促手数料の廃止及び督促状に指定すべき納期限の日数を変更するため、関係条例について、所要の改正をしようとするものである。

議第 74 号

寒河江市立病院使用料及び手数料条例の一部改正について

寒河江市立病院使用料及び手数料条例（昭和 45 年市条例第 4 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 7 年 12 月 2 日 提 出

寒河江市長 齋 藤 真 朗

寒河江市立病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

寒河江市立病院使用料及び手数料条例（昭和45年市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第4号を次のように改める。

(4) 前3号以外にあつては、別表に定めるものほか、管理者が別に定める。

別表中

「

文書料	1通につき	3,000円以内で管理者が別に定める額	
-----	-------	---------------------	--

」を

「

文書料	1通につき	5,000円以内で管理者が別に定める額	
-----	-------	---------------------	--

」に、

「

訪問交通費	1キロメートルにつき	40円	法に基づく基準又は点数表等の規定により算定する場合に限る。
洗濯機等使用料	洗濯機及び乾燥機各々1回につき	100円	

病衣使用料	1組1日に つき	70円	
寝具使用料	1組1日に つき	200円	

」を

「

訪問交通費	1キロメー トルにつき	40円	法に基づく基準又 は点数表等の規定 により算定する場 合に限る。
-------	----------------	-----	---

」に

改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に申請又は請求のあった施設の使用又は文書の交付に
係る使用料及び手数料については、なお従前の例による。

理 由

使用料及び手数料を改定するため、所要の改正をしようとするものである。

議第 75 号

寒河江市田代地区多目的交流館に係る指定管理者の指定について

寒河江市田代地区多目的交流館の設置及び管理に関する条例（平成 29 年市条例第 24 号）第 2 条に規定する寒河江市田代地区多目的交流館に係る指定管理者について、寒河江市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年市条例第 21 号）第 5 条第 1 項の規定により、別紙のとおり指定する。

令和 7 年 1 月 2 日 提出

寒河江市長 斎藤 真朗

- 1 施設の名称 寒河江市田代地区多目的交流館
- 2 指定する団体の名称 寒河江市大字田代370番地の1
特定非営利活動法人 葉山の里たしろ
理事長 宮林 寛一
- 3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

理 由

公の施設に係る指定管理者の指定を行うため、議会の議決を経ようとするものである。

議第 76 号

最上川寒河江緑地に係る指定管理者の指定について

都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 2 条の 2 の規定により設置する最上川寒河江緑地に係る指定管理者について、寒河江市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年市条例第 21 号）第 5 条第 1 項の規定により、別紙のとおり指定する。

令和 7 年 1 月 2 日 提出

寒河江市長 斎藤 真朗

1 施設の名称 最上川寒河江緑地

2 指定する団体の名称 寒河江市大字西根字石川東11番地の5

特定非営利活動法人

スペース・アンド・タイム・クリエーション

理事長 丹野 浩之

3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

理由

公の施設に係る指定管理者の指定を行うため、議会の議決を経ようとするものである。